

# 入院時の食事負担金の 変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 入院時食事療養の標準負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般	一般	490円 → 510円	
		指定難病患者	280円 → 300円
		精神病床入院患者（※）	260円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者II	90日以内	230円 → 240円
		90日超	180円 → 190円
該当なし	低所得者I	110円	

※ 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

令和7年4月